㈡　動力費

動力費は、個別施設ごとの適正な稼働計画に基づく契約電力にその一キロワット当たりの価格（以下「契約電力単価」という。）を乗じた額及び使用電力量にその一キロワット時当たりの価格（以下「使用電力量単価」という。）を乗じた額等を合算して得た額とする。なお、契約電力単価及び使用電力量単価は、申請の日の属する月の前月の末日におけるものとするが、契約電力単価又は使用電力量単価の改定が確実に見込まれる場合は、改定後の契約電力単価又は使用電力量単価とすることができるものとする。

㈢　薬品費

薬品費は、給水計画、原水の水質の実態、給水の水質基準（供給規程に定められている場合に限る。）及び過去の実績等を考慮した適正な薬品の使用量に当該薬品の単価を乗じて算定した額とする。

㈣　修繕費

修繕費は、建物、構築物、機械及び装置等（以下「施設等」という。）の部門別に、過去の実績及び施設等の様態等を総合的に勘案し、当該施設等の適正な維持のために通常要すると見込まれる修繕費用を算定した額の合計額とする。ただし、施設等の部門別に算定することが困難な場合にあっては、個別施設ごとの費用を適正に合算して算定することができる。なお、これらの方法によることができない場合は、減価償却資産の総額を基準として過去の実績等を勘案して適正な率を乗じて算定することができるものとする。

㈤　受水費

受水費は、料金算定期間中の給水計画に基づいた適正な受水量に適正な単価を乗じて算定した額とする。

㈥　負担金

ダム負担金等の負担金は、負担割合に応じ適正に算定した額とする。

㈦　その他の維持管理費

光熱水費、備消品費、通信運搬費等㈠から㈥までに含まれない費用は、その他の維持管理費とし、過去の実績、将来の事業計画及び各費用の性質等を勘案して適正に算定した額とする。

㈧　減価償却費

減価償却費は、料金算定期間を通じて存する減価償却資産の取得価額及び料金算定期間中に増加する減価償却資産の期間計算を行った取得価額の合計額に対し、原則として定額法により適正に算定した額とする。

二　営業外費用

営業外費用は、支払利息及びダム等水源施設費引当金の合計額とする。

㈠　支払利息

支払利息は、企業債利息及び同取扱諸費並びに資金計画に基づいて適正な条件で算定された一時借入金及び他会計借入金の利息の合計額とする。

㈡　ダム等水源施設費引当金

ダム等水源施設費引当金は、建設に着手したダム等水源施設（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の規定による流水の占用の許可によって生ずる権利を有している施設に限る。）の総工事費のうち、工業用水道事業に係る負担金総額の百分の二（有収率（契約水量を計画給水能力で除した数値をいう。）が七十パーセント未満の事業にあっては、百分の二に有収率を乗じた数値）に相当する額以下とする。

三　資産維持費

資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持するために、事業用資産の建設、改良又は再構築等に充当されるべき額とし、適正かつ効率的、効果的な事業計画に基づいて算定するものとする。なお、資産維持費を総括原価に加えるに当たっては、不断の経営効率化努力、経営状態等の公開、適正かつ効率的、計画的な更新・耐震化計画及び資金計画の策定並びにこれらに伴う料金改定に関する需要者への説明と理解を前提とすることとする。

四　控除項目

控除項目の額は、過去の実績、料金算定期間中の事業計画等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入（補助金により取得し又は改良した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額（以下「長期前受金戻入額」という。）を含む。）及び資産維持費（当該料金算定期間以前の料金算定期間におけるものを含む。）の額の累積額のうちその一部又は全部を充当して建設、改良又は再構築される固定資産（当該料金算定期間以前に建設、改良又は再構築されたものを含む。）に係る当該充当額を、当該固定資産の取得価額で除した値に、当該固定資産に係る減価償却額を乗じた金額の合計額とする。

第四　料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率（各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。）が百分の七十未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$料金=\frac{\{経費+(減価償却費-長期前受金戻入額+支払利息)\times 年平均有収率\times 100/70+資産維持費\}-(控除項目合計額-長期前受金戻入額)}{契約水量}$$

経費＝人件費＋動力費＋薬品費＋修繕費＋受水費＋負担金＋その他の維持管理費

附　則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

別添様式

料金説明資料

（事業名）

（事業体名）

「料金説明資料」記入上の注意

1．直近の決算書を添付すること。

2．図面・地図等（取水場、浄水場、導管等の施設が明記され、かつ、施設全体の地理的な位置が分かりやすいもの）を添付すること。

3．金額は、消費税抜きの額とする。ただし、資本的収支等については消費税込みの額とすることができる。（この場合においては、資金収支表及び資本収支表の空欄に「消費税資本的収支調整額」を記入することによって、消費税抜きの収支差額が算出されるようにすること。）

4．各表に記入する金額等は、料金算定期間における見込額及び料金算定期間の直前2年間の実績額（又は実績見込額）とする。なお、年度の途中で設定・改定する場合には、同一年度のうち料金算定期間に含まれない期間の金額等を、料金算定期間における金額等と区別して記入すること。

5．費用項目等を追加する場合は、各表の空欄に記入すること。また、積算内訳の様式が示されていない費用項目については、他の費用項目の様式に準じて作成すること。

6．用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格Ａ４とする。